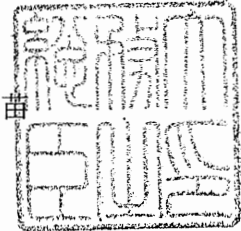




総政企第 149 号
平成29年 6 月27日

統計委員会委員長
西 村 清 彦 殿

総務大臣
山 本 早 苗



諮問第105号
個人企業経済調査の変更及び個人企業経済統計の指定
の変更について（諮問）

標記について、平成29年 6 月13日付け総統経第81号により総務大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第 2 項において準用する同法第 9 条第 4 項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

併せて、基幹統計の指定の変更に当たり、同法第 7 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

※ 別添省略

諮問第105号の概要

(個人企業経済調査(基幹統計調査)の変更及び 個人企業経済統計(基幹統計)の指定の変更)

個人企業経済調査の概要 (現行)

調査の目的・調査対象

「製造業」、「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」又は「サービス業」(注1)を営む個人企業(注2)の経営実態を明らかにする。

(注1) 「サービス業」は、「洗濯・理容・美容・浴場業」「自動車整備業」「機械等修理業」「職業紹介・労働者派遣業」などの一部に限る。
(注2) 本調査において「個人企業」とは、個人が事業を経営している事業所(複数の者による共同経営を含む。)であって、法人化していないものをいう。

調査実施機関

総務省統計局統計調査部経済統計課

報告者数

約3,700(毎年全数入替え)〔母集団数：約121万〕

調査系統

総務省-都道府県-指導員-調査員-報告者

構造調査の概要

1~3月期の動向調査の調査対象事業所に対して調査

動向調査の概要

調査事項

①事業主の業況判断に関する事項、②従業者に関する事項、③営業収支等に関する事項

調査周期

四半期

結果の公表

各期末の2か月後

調査事項

①事業所の経営形態に関する事項、②事業主に関する事項、③営業収支等に関する事項、④従業者に関する事項、⑤パーソナルコンピュータの使用の有無、⑥事業経営上の問題点、⑦経営方針に関する事項、⑧営業上の資産及び負債

調査時期

毎年3月

結果の公表

毎年7月下旬まで

調査結果の主な利活用

行政上の施策における利用

- 税制改正（租税特別措置）に係る基礎資料
- 小規模企業白書で個人企業の営業利益などの推移、今後の事業展開など構造的分析に利用

国民経済計算の推計における利用

【年次推計】

- 混合所得の推計に、1事業所当たりの営業利益、利子割引料を利用
- 民間在庫の推計に、期首・期末棚卸高の伸び率を利用

【四半期推計】

- 民間企業設備投資の個人企業分の推計に、1事業所当たり設備投資額を利用

2

個人企業経済調査の見直しの背景

本調査に対する要望

調査対象産業の拡大

結果精度の向上

地域統計の拡充

そのためには、調査対象産業及び標本規模の拡大が必要

しかし、現行の四半期ごとの調査員調査では標本規模の拡大は困難
⇒ 調査方法の抜本的見直しの必要

調査の構成を年次調査のみに変更し、郵送・オンライン調査に変更することを計画
⇒ **これにより、調査対象産業及び標本規模の拡大を実現**

3

主な変更内容及び想定される論点

変更の適用時期：平成31年度調査から

1 調査対象の範囲の拡大

【現行】「製造業」「卸売業、小売業」「宿泊業、飲食サービス業」及び「サービス業」



【変更案】ほぼ全産業に拡大
(これに伴い、4産業を限定列挙している調査目的も変更)

〔参考〕母集団数の拡大：変更前121万 → 変更後180万

⇒【主な論点】

- ・変更後においても、調査対象にしない産業とその除外理由

2 報告を求める事項・調査周期の変更

【現行】動向調査（四半期調査）と構造調査（年次調査）により構成



【変更案】年次調査（6月調査）に一本化

⇒【主な論点】

- ・継続して把握する調査事項と把握を取りやめる調査事項の選択に係る考え方
- ・電子商取引（前回答申の課題）
- ・6月調査とする理由
- ・経済センサス-活動調査など他の基幹統計調査との関係整理

4

3 報告者数・調査期間の変更

《標本設計（層化基準）》

【現行】地方・都市階級別



【変更案】都道府県・産業分類・売上高階級別

《報告者数》

【現行】約3,700



【変更案】約37,000

《報告者の交替》

【現行】毎年全数交替



【変更案】調査期間を3年とした上で、毎年3分の1ずつ入れ替えるローテーション・サンプリングを導入

⇒【主な論点】

- ・ローテーション・サンプリングの完全導入までの移行手順及び報告者の選定方法
- ・対象数が少ない階層における抽出方法への配慮
- ・毎年の名簿整備・管理方法

5

4 調査方法の変更

【**現行**】
都道府県経由の調査員調査



【**変更案**】
民間委託による郵送・オンライン調査

⇒【**主な論点**】

- ・精度維持のための対策（調査員が行っていた記入指導等の代替方策）

5 集計事項の変更

- 都道府県別の結果表章を新設
- 報告を求める事項の変更に伴う集計事項の変更

⇒【**主な論点**】

- ・対象数が少ない階層における影響への対応

6

6 公表時期の変更

【**現行**】（構造調査）
3月調査 → 7月公表



【**変更案**】
6月調査 → 翌年3月までに公表
（対象産業・標本規模の拡大、郵送調査への変更に伴うもの）

※ただし、変更直後の31年調査結果については、31年及び32年の2年分の調査結果を基に、比較・分析し推計手法等について検討するため、32年12月

⇒【**主な論点**】

- ・調査実施から集計までの業務スケジュールの確認
- ・計画されている公表時期で利活用上の支障はないか。
- ・31年調査結果について、32年調査と比較・分析した上でしか公表できないものか。

（※1）本調査は、国民経済計算を推計する際の基礎資料の一つとして用いられていることから、審議の過程では、内閣府との調整状況についても確認する。

（※2）本調査から作成される統計（個人企業経済統計）は、従前、未諮問基幹統計としての審議対象となっていたが、今回の変更に伴って、ニーズに対応した統計の作成など、未諮問基幹統計に関する観点も含めて審議する。

7

「個人企業経済統計」（基幹統計）の指定の変更

個人企業経済調査から作成している「個人企業経済統計」は、個人企業の経営実態を明らかにすることを目的とする特に重要な統計として、「基幹統計」に指定されているが、現行の指定内容のうち「作成目的」においては、個人企業経済調査に準じて、作成対象となる産業を限定列挙している。

については、個人企業経済調査における対象産業範囲の拡大に伴い、指定内容の変更が必要になることから、調査計画の変更に併せて、統計委員会に諮問する。

● 作成目的の変更

現 行	変更案
製造業、卸売・小売業、飲食店又はサービス業を営む個人企業の経営の実態を明らかにすることを目的とする。	個人企業の経営の実態を明らかにすることを目的とする。

(参考) 現行の公示内容 (平成26年3月27日総務省告示第113号)

名称	作成目的	作成者	作成方法
個人企業経済統計	製造業、卸売・小売業、飲食店又はサービス業を営む個人企業の経営の実態を明らかにすることを目的とする。	総務大臣	専ら統計調査の方法により作成する。